

| 文書分類 | 回覧処分 | | | | |
|---------|------|-----|------|----|----|
| | 会長 | 副会長 | 事務局長 | 係長 | 係員 |
| M・5・1・8 | | | | | |
| 月 日 | 保存種別 | | | | |
| | 永久 | | | | |

川崎町農業委員会

2月総会議事録

期日 令和5年2月10日（金）

場所 川崎町役場庁舎

2階 入札室

令和5年2月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(12人)

| | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 田所 義信 | 2番 重藤 義光 | 3番 中村 明 |
| 4番 松江 英幸 | | 6番 山下 理江 |
| 7番 政時 修 | 8番 藤川 航 | 9番 原 健治 |
| 10番 原口 友博 | 11番 中島 隆 | 12番 西山 一郎 |
| 13番 大内田峰夫 | | |

3、欠席委員(1人)

5番 星野 宗広

4、欠席推進委員(2名)

| |
|-------|
| 千住 幹雄 |
| 北永 一弘 |

5、本会事務局 事務局長 林 勇

会計年度任用職員 城戸 里美

6、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第6番 山下委員 第7番 政時委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(1件)

議案第2号 賃借料情報(小作料)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について(1件)

その他

事務局長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年2月総会を開催いたします。会長挨拶をお願いします。

議長 (挨拶)

事務局 本日は13名中、12名の出席であります。定足数に達していませんので、総会が成立しております。また推進委員6名中5名の出席であります。これより議事を行いたいと思います。議長は会議規則4条の規定により会長にお願いし議事進行を行いたいと思ひ

| | | |
|----------|--------|---|
| | | ます。会長お願いします。 |
| 議 長 | | これより議事に入ります。議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。 |
| 委 員 長 | (なし) | 議事録署名人は、第6番 ●●委員 第7番 ●●委員よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1について事務局説明お願いします。 |
| 事 務 局 | | 議案第1号番号1について説明します。議案書は、1ページです。朗読いたします番号1、譲渡人（設定者）住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、●●●、年齢●●、家族構成、人員2、農主1、農従1、耕作面積、自作地2,515m ² 、小作地0、計2,515m ² 、農機具の状況、トラクター、田植機、土地の所在、大字安真木字無田田4874番1、地目、田、地積687m ² 、通作時間、車で5分、申請理由、交換。 |
| | | 譲受人（被設定者）住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、●●●●、年齢●●、家族構成、人員2、農主0、農従1耕作面積自作地、4,605m ² 、小作地0、計4,605m ² 、農機具の状況、トラクター、耕運機、土地の所在、大字安真木字無田田4876番2、地目、田、地積664m ² 、通作時間、車で5分、申請理由、交換であります。2ページに位置図を添付していますが場所は上真崎、西教寺の裏手になります。3ページをお開きください。航空写真がありますが上の赤枠4874番1、農地の名義人は●●●●さんですが、農地の耕作者は●●●さんか耕作しています。農地の所有者と耕作者が入れ替わっています。今回農地の交換について双方で話し合った結果、4874番1を●●●●さん4876番2を●●●さんが耕作することになりました。1月26日に●●委員、●●推進委員と現地確認をしました。以上です。 |
| 議 長 | | ただいま事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした●●委員、補足説明をお願いします。 |
| ●● 委員 | | 事務局と4名で1月26に現地確認をしました。今まできちんと耕作していて両方の農地面積もほぼ同じでお互いに同意したうえで交換するので問題ないと思います。 |
| 議 長 | | ただいま事務局、現地確認しました●●委員の補足説明が終わりました。これに対して何か質疑及び意見のある方は挙手願います。 |
| 委 員 | (●●委員) | |
| ●● 委員 | | 農地の場所を勘違いして耕作していたのですか。それともすでに入れ替わっている理由が何かあったんですか。 |

| | |
|-----|--|
| | (事務局) |
| 事務局 | 聞いたところによりますと●●さんは入れ替わっていることは知っていたそうです。ですが、●●●●さんはお父さんの代からの農地を引継ぎし耕作していたので入れ替わっていることは全く知らなかったそうです。●●さんのお父さんと●●さんが以前、話して入れ替わっている旨を話したそうですが、●●さんのお父さんがいやこの土地は自分の土地と言い張って現在に至っているそうです。●●さんのお父さんが亡くなり息子さんの●●さんに相談をして了承を得て今回、農地の交換の申請が出ました。以上です。 |
| 議員長 | 他にありませんか。 |
| 委議長 | (なし) |
| 委員長 | 無いようですので、お諮りします。議案第1号について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 事務局 | (賛成多数) 賛成多数ですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1については原案のとおり承認といたします。続きまして議案第2号、賃借料情報（小作料）について事務局説明をお願いします。 |
| 議員長 | 4ページをお開きください。議案第2号、賃借料情報（小作料）について説明します。令和5年度の賃借情報を提供します。賃借料は農地の貸主・借主間で決めることが原則ですが、両者で決めることが出来ない場合下記の金額を参考にしてください。賃借料情報はあくまでも目安であるため、農地の実情に応じて貸主・借主の双方でよく協議したうえで締結してください。田、畠、去年と同じ金額でここにあげていますが、皆さんで審議のほどよろしくお願いします。 |
| 委議長 | 今、事務局の説明が終わりましたが質疑のある方は挙手お願いします。 |
| 委員長 | (なし) |
| 委議長 | 無いようですので、お諮りします。議案第2号について承認することに賛成の方は挙手願います。 |
| 事務局 | (賛成多数) 賛成多数ですので、議案第2号、賃借料情報(小作料)については原案のとおり承認とし広報川崎3月号に記載します。続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規程による届け出（合意解約）番号1について事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 報告第1号、農地法第18条第6項の規程による届け出（合意解約）番号1を説明します。議案書は5ページです。番号1、賃貸人住所、川崎町大字川崎●●●●番地、氏名、●●●●、賃借 |

人住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、●●●●、土地の所在、大字川崎字村下 2657 番 1、地目、田、地積 3,889 m²、契約期間、令和 3 年 5 月 20 日～令和 13 年 5 月 19 日まで 10 年間、権利の種類、農業経営基盤促進法による賃借権、解約理由、所有者自ら耕作を行うためであります。●●さんは当時アスパラを栽培していましたが今回、●●さんが自分が耕作したいという事で令和 4 年 12 月 23 日に●●さんと話し合い解約が成立したという事です。

場所については 6 ページに位置図、7 ページに航空写真を添付していますが、場所は東川崎の長明寺のお寺から真崎方面に 200m 行った所、右手にビニールハウスが建っている農地であります。以上です。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。質疑及び意見のある方は挙手願います。

委 員 長 (なし)

無いようですので、報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）番号 1 については終わります。その他に入ります。事務局何かありますか。

(事務局)

農業委員会視察研修行程表を議案書と一緒に送っていましたが日時は 2 月 25 日（土）～26 日（日）に大分県に有機農法を視察研修に行きます。視察場所は株式会社 ohana 本舗（オハナ本舗）と言う所です。視察研修の時間は 13 時から 2 時間を予定していますので、役場を 9 時に出発したいと思っています。後、ワクチン接種 3 回以上の接種証明書と身分証明書のコピーが必要なので持って来て下さい。事務局でコピーを取ります。研修当日もホテルで証明書を見せなければいけないので忘れずに持つて来て下さい。視察に関しては以上です。後、別紙で机の上にお配りしている農地法 3 条の許可要件ですが読み上げます。

(個人が農業に参入する場合の要件)

農業委員会は農地のすべてを効率的に利用すること等の要件をすべて満たした場合に限り許可。

1、農地のすべてを効率的に利用すること

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っている

2、必要な農作業に常時従事すること

農地の取得者が、必要な農作業に常時従事（原則、年間 150 日以上）すること 3 年 3 作する

3、一定の面積を経営すること

農地取得後の農地面積の合計が原則 4 a 以上であることが必要
令和 5 年 4 月より下限面積が撤廃される

4、周辺の農地利用に支障がないこと
水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと
近隣の農地に迷惑がかからないように草刈りなどの維持管理をすること
今、読み上げたなかの 3 番ですが令和 5 年 4 月より下限面積、川崎町では 4 a と設定していましたがそれが撤廃されます。農地を持たなくても農地が買えるようになりますが、1 番 2 番 3 番の要件は変わりません。今後、4 月から農地法 3 条申請の審議をするときは十分考慮して皆さんに審議をしていただきたいと思います。もう一つ来月の総会で令和 4 年度に 3 条申請で売買・贈与したか所、あと、5 条申請で転用した所を総会で審議して貰いその後に現地確認にマイクロバスで行きたいと思いますので皆さん、そのつもりでしておいて下さい。最後に毎月言っていますが農業者年金の加入と農業新聞の推進と日々の活動記録簿の提出をお願いします。机の上に置いてます資料ですが 3 枚置いています。農林振興課からのパンフレットです。去年も配っていますので見ておいてください。グリーンコープ生協筑豊支部からの講演、2 月 18 日土曜日、食べ物が劣化する日本というタイトルの講演になっています。強制ではありませんが行かれる方は参加をお願いします。マルボシ酢よりサンプルの酢が届いています。持って帰ってない方は総合案内に置いていますので持って帰ってください。以上です。

- 議長
事務局 研修施設の概要をコピーしていますので少しお待ちください。
25 日、26 日の研修の出欠を取りますので再度お願いします。
(出欠確認済み)
- 議長 他にありませんか。
(●委員)
- 委員 リンクの裏で古墳調査なんかをしていますよね。あそこは何か目的があつてしているんですか。人に聞いた話によると道の駅の建設を予定しているみたいですが農業委員会に何か報告はありましたか。(事務局)
- 事務局 リンクの裏ですね、そこは道の駅の計画があり今、試掘調査を行っています。農業委員会としてはその計画は聞いています。飯塚農林事務所に聞いたら試掘は転用も何もいらないそうです。本掘は一時転用が必要だという事です。
- 議長 今は表土をはがしただけですね。他にありませんか。先ほど事務局が言ったように 4 月からは誰でも簡単に農地が買えるわけです。慎重に審議のほどよろしくお願いします。他にありませんか。

●● 委員
議 長
委 員

(●●委員)

上田川産廃の件
他にありませんか。
(なし)

以上をもちまして本日の議題はすべて終了しました。
次回の総会は3月10日(金)13時30分から開催します。
これで川崎町農業委員会2月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 14時07分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

6番委員

7番委員

議長